

各 位

社会福祉法人高知県社会福祉協議会
会 長 井 奥 和 男
【 公印省略 】

令和3年度地域生活定着支援センター地域福祉支援検討会の開催について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本会事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本会では高知県より委託を受け、地域生活定着支援センター事業を実施しています。

この事業は、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所入所者に対し、入所中から本人のニーズを確認しながら、出所後に向け地域の各種関係者や福祉サービス事業所等の方々と協働・連携し、必要な生活環境整備や支援等を行ない、出所後の地域での生活の安定を図るもので再犯防止にもつながっているものです。

このようななか、今年度は高知市と中央東エリアの関係の方々を対象に別添のとおり地域生活定着支援センターの支援対象者について地域社会への理解を促進し、円滑な福祉サービス利用の調整や支援及び地域での生活安定を図ることを目的に、地域の支援関係者を対象に事例を基にした支援についての検討会を開催しますので、ご参加いただきますようご案内いたします。

お申込みにつきましては、別添の開催案内裏面の申込書により、事務局あてに送信いただきますようお願いいたします。

記

- 日時/場所 ①令和4年2月21日（月）10：30～16：30（受付：10：00～）
高知縣市ふくし交流プラザ 2階 多目的ホール（高知市朝倉戊 375-1）
②令和4年2月22日（火）10：30～16：30（受付：10：00～）
香南市のいちふれあいセンター2階研修室（第1・第2）
（香南市野市町西野 534-1）
- 研修内容 別紙のとおり
講義と事例を基にした検討会
- 参加費 無料
- 定 員 各40名

事務局（お問い合わせ先）

社会福祉法人高知県社会福祉協議会
高知県地域生活定着支援センター 大野
〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 ふくし交流プラザ1階
電話 088-855-3611 FAX 088-855-6226

令和3年度 地域福祉支援検討会 (高知市・中央東エリア研修)

～ 地域でその人らしく安心して暮らすために ～

所属名 (施設・団体等)	連絡担当者氏名
所在地 〒	
TEL	FAX

期日/会場 2/21高知市 () 2/22香南市 () どちらかに○をつけて下さい

No.	氏名	職種	役職名
1			
No.	氏名	職種	役職名
2			
No.	氏名	職種	役職名
3			
No.	氏名	職種	役職名
4			
No.	氏名	職種	役職名
5			

連絡事項 (研修への質問等がありましたらご記入ください。)
質問者ご氏名 ()

※記入いただいた氏名・所属については、本研修会の連絡および参加者管理以外には使用しません。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 地域生活定着支援センター 行
(FAX : 088-855-6226) 締切 令和4年2月4日 (金)

令和3年度 地域生活定着支援センター 地域福祉支援検討会

～ 地域でその人らしく安心して暮らすために ～ (高知市・中央東エリア研修)

地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められているなか、地域生活定着支援センターの支援対象者について地域社会への理解を促進し、円滑な福祉サービス利用の調整や支援及び地域での生活安定を図ることを目的に、地域の支援関係者を対象に事例を基にした支援についての検討会を開催します。(参加費：無料)

◆日時・会場

日 時	会 場	定 員
令和4年2月21日(月) 10:30～16:30(受付10:00)	高知県市ふくし交流プラザ 2階 多目的ホール (高知市朝倉戊375-1) TEL088-855-3611(定着)	40名
参加対象	高知市内の医療・高齢障害等福祉関係者、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、保護司等支援関係者 等	
日 時	会 場	定 員
令和4年2月22日(火) 10:30～16:30(受付10:00)	香南市のいちふれあいセンター2階研修室(第1・第2) (香南市野市町西野534-1) TEL0887-56-1056	40名
参加対象	香南市、香美市、南国市、土佐郡長岡郡の医療・高齢障害等福祉関係者、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、保護司等支援関係者 等	

◆講師・研修プログラム ※新型コロナウイルス感染の状況により、開催やプログラムの変更を行う場合があります。

Mieli 法律事務所 弁護士 山田 恵太 氏 (東京都千代田区) 山田先生のご紹介

障害のある人(特に知的障害・発達障害・精神障害のある人)の支援に携わりたいと考えられ、福祉事業所でボランティア等をされている中で、障害があることで法的にも多くの不利益を背負わされている人が数多くいることに気付き、そこで障害のある人の法的なサポートしたいと弁護士になられ、支援活動を実践されています。(一社)東京TSネット代表理事

(一社)東京TSネット 社会福祉士 大嶋 美千代 氏 (一社)東京TSネットのご紹介

地域で暮らす障害のある人が直面するトラブルについて、地域で暮らすトラブル・シューター(TS)がその人に寄り添い、様々な関係者を巻き込みながら問題を解決していくというイメージを目指し、その中で、特に刑事事件・加害トラブルを中心に対応されています。

プログラム(高知市・中央東地区ともに同じ) 受付 10:00～10:30

10:30～11:00 開会・オリエンテーションと定着事業についての報告

11:00～13:30 講義 「刑事司法と福祉の具体的な連携の在り方とは」

講師：弁護士 山田恵太 氏 社会福祉士 大嶋美千代 氏

※昼食・休憩(12:00～13:00)

13:30～16:00 事例提供と検討・報告(休憩含む)

障害などにより福祉的支援が必要な被疑者・被告人など、罪を犯した人々への支援や、地域生活の安定に必要な取り組みを検討します。

16:00～16:20 質疑・総括

16:20～16:30 閉会

◆**申込方法** 裏面の申込書にご記入のうえ、令和4年2月4日(金)までにお申込み下さい。
なお、定員に達した場合には先着順とさせていただきますのでご了承願います。

◆**申込/問合せ先** 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 地域生活定着支援センター(大野)
〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 TEL:088-855-3611 FAX:088-855-6226

支援の内容

コーディネーター

保護観察所等からの依頼に基づき、対象者に必要な福祉サービスのニーズの確認、受入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

- ◎居住先、受入れ施設等の確保
- ◎各種福祉的手立ての検討・申請
 - ・障害者手帳の申請
 - ・福祉サービス等の利用申請
 - ・要介護認定の申請
 - ・国民健康保険の取得等
 - ・各種年金等の申請・確認
 - ・生活保護の申請準備

フォローアップ

コーディネーター業務のあっせんにより、矯正施設からの退所後、生活状況などを把握したうえで、必要な助言を行うとともに、福祉サービス等の提供機関などとの連携した支援を行います。

相談支援

弁護士等からの支援依頼のあった高齢者又は障害者の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、必要な助言を行うとともに、その他必要な福祉サービス等の支援を行います。

地域生活定着支援センターとは？

高齢又は障害があることにより、矯正施設等から退所した後、自立した生活を営むことが難しい方たちを対象として、保護観察所や福祉サービス事業所等と協働・連携して、退所後必要な福祉サービス等を利用し、地域社会の中で自立した日常生活が送れるように支援します。



高知県地域生活定着支援センター

開所時間：月曜日～金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)
8:30～17:15

TEL：088-855-3611

FAX：088-855-6226

E-mail：kochi-teichaku@pippikochi.or.jp

地域での
再出発の
お手伝いをします



高知県地域生活定着支援センター

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

支援の主な流れ

保護観察所
(②対象者の選定)

**県外の地域生活
定着支援センター**

③協力依頼



矯正施設
(刑務所等)
①対象候補者の選定

対象者

**高知県地域生活
定着支援センター**

対象者に必要な福祉ニーズの把握及び
福祉サービスの利用調整等
関係機関による支援会議の実施、地域
移行後の支援ネットワークの構築等

相談
助言等

・矯正施設退所者
・上記の家族
・弁護士、検察庁等

**市町村・地域包括
支援センター**
障害者相談支援事業所等
継続的な相談支援及び必要な
福祉サービスの利用調整等

連携

⑦退所後の
継続的な支援

連携

⑤利用調整

受入れ先
社会福祉施設・
グループホーム等
対象者

連携

協力依頼

協働

④面接

(必要な福祉ニーズの把握・
福祉サービス提案)

⑥退所・地域へ移行

支援の主な対象者

- ①高齢（概ね65歳以上）又は身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方
 - ②矯正施設退所後の住居がない方
 - ③矯正施設退所後に自立生活を営むうえで福祉サービスを受けることが必要である方
 - ④地域生活定着支援センターの支援を希望している方
 - ⑤個人情報支援機関に提供することに同意している方
- など